

船舶のディーゼルエンジンから排出される窒素酸化物など、船舶からの大気汚染を防止するため、海洋汚染防止条約(MARPO条約)の議定書が平成17年5月19日から発行することに伴い、国内においても上記の法令を改正して、船舶の大気汚染防止規制(通称、海洋汚染防止法)が始まりました。

規制対象と開始時期

船舶に設置される出力130kWを超えるディーゼルエンジンであって、以下に該当するものです。

- ・平成17年5月19日以降に建造に着手された船舶に設置されるもの
- ・平成17年5月19日以降に建造又は改造されるもの

対応概要

エンジンメーカーがIMO(国際海事機関)適合機関認定試験を受け、EIAPP証書の交付を受けたエンジンを発電機に搭載する必要があります。

導入をご検討されている方は、お近くの支店・営業所までお問い合わせください。